

# 協議 1 号

長野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明				
1 改正の理由	長野市教育委員会の公告式を見直すことに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	教育委員会規則の公布の方法を次のとおり改める（第2条関係）。 <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>長野市公告式条例に定める掲示場に掲示する方法</td><td>長野市公告式条例の規定の例により行う方法</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	長野市公告式条例に定める掲示場に掲示する方法	長野市公告式条例の規定の例により行う方法
改正前	改正後				
長野市公告式条例に定める掲示場に掲示する方法	長野市公告式条例の規定の例により行う方法				
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。				
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 9月3日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 9月29日				

## 長野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）

長野市教育委員会公告式規則（昭和41年長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に定める掲示場」を「の規定の例により行うもの」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の長野市教育委員会公告式規則（以下「新規則」という。）第2条第2項（新規則第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後に行う公布及び公表について適用し、同日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。

長野市教育委員会公告式規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市教育委員会公告式規則            昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第3号            (規則の公布)            第2条 略            2 規則の公布は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）<u>の規定</u>  <u>の例により行うもの</u>とする。</p>	<p>○長野市教育委員会公告式規則            昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第3号            (規則の公布)            第2条 略            2 規則の公布は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）<u>に定め</u>  <u>る掲示場</u>とする。</p>

## 長野市公告式条例の一部を改正する条例(案)要綱

総務部文書情報管理課

事 項	説 明					
1 改正の理由	本市の公告式を見直すことに伴い、改正するもの					
2 改正の内容	<p>(1) 条例の公布の方法を次のとおり改める（第 2 条、別表関係）。</p> <table border="1" data-bbox="523 689 1364 1173"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 689 946 741">改正前</th> <th data-bbox="946 689 1364 741">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 741 946 1173">公布する事項を市役所及び支所の掲示場に掲示する方法</td> <td data-bbox="946 741 1364 1173">公布する事項を、インターネットを利用して掲載するとともに、市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他条文を整備する。  (3) 長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正（附則第 3 項関係）  (4) 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第 5 項関係）  (5) 長野市都市公園条例の一部改正（附則第 7 項関係）  (6) 長野市自転車等の適正利用の促進に関する条例の一部改正（附則第 9 項関係）</p>		改正前	改正後	公布する事項を市役所及び支所の掲示場に掲示する方法	公布する事項を、インターネットを利用して掲載するとともに、市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができるものとする。
改正前	改正後					
公布する事項を市役所及び支所の掲示場に掲示する方法	公布する事項を、インターネットを利用して掲載するとともに、市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができるものとする。					
3 施行期日等	令和 8 年 4 月 1 日から施行する。					
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁議の決定	8 月 6 日 8 月 19 日				

## 長野市公告式条例の一部を改正する条例

長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、公布する事項を、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧をすることができる状態に置く措置及び市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行う。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができる。

第5条第2項中「第4条」を「第2条第2項及び前条第1項」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

別表を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野市公告式条例（以下「新公告式条例」という。）第2条第2項（新公告式条例第3条、第4条第2項及び第5条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公布及び公表について適用し、施行日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。

（長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 3 長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年長野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市役所及び支所の掲示場へ掲示し、並びに市の広報紙又はホームページへ掲載する」を「長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）の規定の例により告示する」に改める。

（長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定は、施行日以後に行う告示について適用し、施行日前に行った告示については、なお従前の例による。

（長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 5 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年長野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表の掲示場に掲示する方法その他市長が必要と認める方法」を「の規定の例」に改める。

（長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

長野市公告式条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○長野市公告式条例 昭和41年10月16日長野市条例第1号 (条例の公布)</p>	<p>○長野市公告式条例 昭和41年10月16日長野市条例第1号 (条例の公布)</p>																		
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>																		
<p>2 条例の公布は、公布する事項を、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧をすることができる状態に置く措置及び市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行う。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができる。</p>	<p>2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。</p>																		
<p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p>	<p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p>																		
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>																		
<p>2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、<u>同項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 <u>第4条</u>の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、<u>同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u></p>																		
<p>(削除)</p>	<p>別表</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1029 1507 1069">所在</th> <th data-bbox="1507 1029 2063 1069">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1069 1507 1117">市役所</td> <td data-bbox="1507 1069 2063 1117">市役所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1117 1507 1165">古里支所</td> <td data-bbox="1507 1117 2063 1165">支所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1165 1507 1212">柳原支所</td> <td data-bbox="1507 1165 2063 1212">支所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1212 1507 1260">浅川支所</td> <td data-bbox="1507 1212 2063 1260">支所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1260 1507 1308">大豆島支所</td> <td data-bbox="1507 1260 2063 1308">支所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1308 1507 1356">朝陽支所</td> <td data-bbox="1507 1308 2063 1356">支所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1356 1507 1404">若槻支所</td> <td data-bbox="1507 1356 2063 1404">支所掲示場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1404 1507 1445">長沼支所</td> <td data-bbox="1507 1404 2063 1445">支所掲示場</td> </tr> </tbody> </table>	所在	名称	市役所	市役所掲示場	古里支所	支所掲示場	柳原支所	支所掲示場	浅川支所	支所掲示場	大豆島支所	支所掲示場	朝陽支所	支所掲示場	若槻支所	支所掲示場	長沼支所	支所掲示場
所在	名称																		
市役所	市役所掲示場																		
古里支所	支所掲示場																		
柳原支所	支所掲示場																		
浅川支所	支所掲示場																		
大豆島支所	支所掲示場																		
朝陽支所	支所掲示場																		
若槻支所	支所掲示場																		
長沼支所	支所掲示場																		

改正後	改正前	
	<u>安茂里支所</u>	支所揭示場
	<u>小田切支所</u>	支所揭示場
	<u>芋井支所</u>	支所揭示場
	<u>篠ノ井支所</u>	支所揭示場
	<u>松代支所</u>	支所揭示場
	<u>若穂支所</u>	支所揭示場
	<u>川中島支所</u>	支所揭示場
	<u>更北支所</u>	支所揭示場
	<u>七二会支所</u>	支所揭示場
	<u>信更支所</u>	支所揭示場
	<u>豊野支所</u>	支所揭示場
	<u>戸隠支所</u>	支所揭示場
	<u>鬼無里支所</u>	支所揭示場
	<u>大岡支所</u>	支所揭示場
	<u>芹田支所</u>	支所揭示場
	<u>古牧支所</u>	支所揭示場
	<u>三輪支所</u>	支所揭示場
	<u>吉田支所</u>	支所揭示場
	<u>信州新町支所</u>	支所揭示場
	<u>中条支所</u>	支所揭示場